公共施設等の最適な経営管理（ファシリティマネジメント）に関する取組みについて

■　総量最適化・有効活用に関する施設の点検・検討結果

〇　大阪府は、「大阪府ファシリティマネジメント基本方針」（平成２７年１１月）に基づき、所有する公共施設等について、将

来の利用需要に応じた総量の最適化や有効活用を図ることとしております。このため、築後２５・５０年目を目処に、その劣化

（老朽）や有効活用の状況を点検することとしており、平成３０年度は、延９３施設の点検を行いました。（平成２８年度

からの３年間で、築後２５・５０年目以外の施設を含めて延２０８施設の点検を行いました。）

**＜点検結果＞**（過年度の点検で継続協議となった施設含む）

■　施設の再編等による縮減

〇　総量最適化・有効活用に関する施設の点検以外の施設についても縮減に取組み、平成２８年度からの３年間で、１１施

設２１棟について、売却などを行いました。

（平成３０年１２月末時点）



■　評価指標による有効活用の検討結果

〇　総量最適化・有効活用に関する施設の点検とは別に、毎年度、評価指標（※）により有効活用度及び劣化度を点検し、

有効活用方策を検討した上で、その実現に向けた取組みを進めており、平成３０年度は、４施設の点検を行いました。

（平成２８年度からの３年間で、延５８施設の有効活用の状況を点検しました。）

（※）「減損の兆候を判断する指標」：固定資産に減損が生じている可能性を示す事象があるかどうかを確認するもの。固定資産の「減損」とは、固定資産に現在期待される

行政サービス提供能力が当該資産の取得時に比べて著しく減少し将来にわたりその回復が見込めない状態又は固定資産の将来の経済的便益が著しく減少した状態をいう。